

ふげん使用済燃料に係る 核物質の扱いについて

2022年9月30日

日本原子力研究開発機構
敦賀廃止措置実証本部

平和利用の担保について(第三国への移転)【1/2】

政府間合意(Inter Governmental Agreement)【2022年6月15日締結】

- ・政府間合意では、[日仏原子力協定](#)及び[日ユーラトム原子力協定](#)に言及している。
- ・使用済燃料の再処理から生じるプルトニウム及びウランは、民生用原子炉に供給するための核燃料を生産する目的のために使用される。

【日仏原子力協定】

第4条

1 この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、受領締約国政府の管轄の下で、当該締約国政府によって認められた者にのみ移転される。

第4条

2 この協定に基づいて移転された資材、核物質及び設備、この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質並びにこの協定に基づいて移転された設備又は施設を用いて行う1又は2以上の処理によって得られた核物質は、次の保証を適切な方法で受領締約国政府が得る場合又はこのような保証が得られない場合において供給締約国政府の事前の同意があるときを除くほか、受領締約国政府の管轄の外に移転され又は再移転されない。

(a)その移転先において平和的非爆発目的にのみ使用されること。

(b)核物質について、その移転先において機関による保証措置が適用されること。

(c)核物質について、その移転先において、この協定の付属書Aに定める水準の防護の措置が取られること。

3 省略

平和利用の担保について(第三国への移転)【2/2】

【日EURATOM原子力協定】

<経緯> (核不拡散ポケットブックより)

- ・日本の原子力発電所から生じた使用済燃料は、英国及びフランスにて再処理されているが、この結果回収されたプルトニウム及びウランを核燃料に加工するためには、英国及びフランスの他、ベルギー等の他のEURATOM加盟国に核物質を移転することが見込まれるため、日本と欧州委員会は1999年4月EU全域をカバーする原子力協力協定に関する公式会議を開始。
- ・本協定は、2006年2月27日に署名され、2006年12月20日発行。

第12条 既存の協定

- 1 この協定の規定は～(中略)～原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の規定を補完するものとみなし、かつ、場合によりこれらの二国間協定中の関係規定に優先して適用されるものとする。
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略

第9条 再移転

- 1 この協定に基づいて移転された核物質、設備及び核物質ではない資材並びに回収され、又は副産物として生産された核物質は、付属書Bに定める条件が満たされることについての保証を受領締約者が適切な方法によって得る場合又はこのような保証が得られない場合において供給締約者の書面による事前の同意がある時を除くほか、受領締約者の領域的管轄の外(供給締約者の領域的管轄内を除く)に再移転してはならない。
- 2 省略

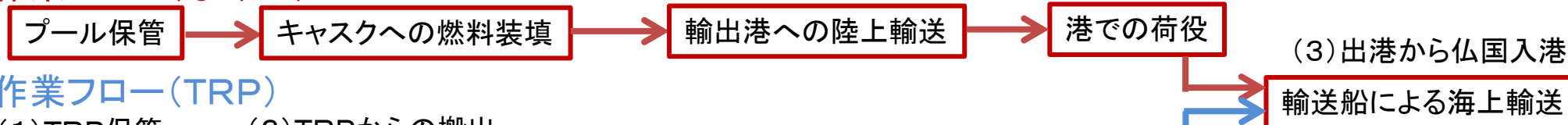
付属書B

- (1)再移転される品目が受領国である第三国において平和的非爆発目的にのみ使用されること
- (2)受領国である第三国が非核兵器国である場合には、当該第三国におけるすべての核物質について、国際原子力機関による保障措置の適用が現在及び将来にわたってあること。
- (3)核物質が再移転される場合には、受領国である第三国において当該核物質について国際原子力機関による保障措置の適用があること。
- (4)核物質が再移転される場合には、受領国である第三国において当該核物質について適切な防護の措置(少なくとも付属書Cに定める水準でなければならぬ。)が維持されること。
- (5)この付属書Bに定める条件と同等のものが満たされることについての保証を他の国から得ることなしに、再移転される品目が受領国である第三国から当該他の国に更に再移転されることのないこと。

ふげん使用済燃料の管理所掌について

説明概要(主旨): 東海再処理施設(TRP)に保管されているふげん使用済燃料の搬出に係る管理所掌について、事業指定許可を含めた関係規定類及びその変更の必要、並びに業務所掌について下記のとおり整理した。

作業フロー(ふげん)



作業フロー(TRP)

(1) TRP保管

(2) TRPからの搬出



TRPにおけるふげんSF搬出に係る管理所掌整理

項目	個別項目	所掌箇所 (管理する者)	関係規定類	作成時期 (変更期限)	その他
(1) TRP保管	プールでの保管	TRP	TRP事業指定許可 TRP保安規定	現行どおり 同上	現行の事業指定許可、保安規定及び取決書に従う
(2) TRPから搬出	①建屋からの搬出 (キャスクへの燃料装填)	TRP	TRP事業指定許可 TRP保安規定 ふげんSF搬出に係る計画書(TRP)*1	輸送開始まで 同上 同上	左記に加え、ふげん・TRP間の取決書を変更
	②輸出港への陸上輸送	TRP	TRP事業指定許可 TRP保安規定 ふげんSF搬出に係る計画書(TRP)*1	輸送開始まで 同上 同上	左記に加え、ふげん・TRP間の取決書を変更
	③港での荷役	TRP	TRP事業指定許可 TRP保安規定 ふげんSF搬出に係る計画書(TRP)*1	輸送開始まで 同上 同上	左記に加え、ふげん・TRP間の取決書を変更
(3) 出港から仏国入港	輸送船による海上輸送	ふげん	ふげん設置許可 ふげんSF搬出に係る計画書(ふげん)*2	輸送開始まで 同上	

* 1: ふげんSF搬出に係る計画書(TRP)は、TRP保安規定、核サ研輸送QAP等に基づき作成し、ふげんの合議を受ける。

* 2: ふげんSF搬出に係る計画書(ふげん)は、ふげん保安規定、ふげんの輸送QAPに基づき作成し、TRPの合議を受ける。